

埼玉県行田市（国内 65 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る  
疫学調査チームの現地調査概要

令和 5 年 1 月 26 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

## 1 農場の概況

- ① 発生農場は平野部に位置し、周囲は水田と麦の輪作農地に囲まれていた。農場 1 km 以内にため池はないが、約 400m 離れた位置に幅 10m の水路があった。
- ② 当該農場から約 1.2km に流れる河川では、コガモ 317 羽、ハシビロカモ 4 羽のカモ類とオオバン 40 羽を確認した。また、約 1.5km の位置にあるため池では、カルガモ 157 羽、コガモ 67 羽、マガモ 9 羽の合計 233 羽を確認した。
- ③ 当該農場は、平飼いのプレハブのひな小屋 1 棟と開放家きん舎 2 棟の計 3 棟で構成されている。
- ④ 家きん舎 2 棟は移動可能な木板によりそれぞれ 2 区画に分け、2 週齢ごとのロットを飼養しているとのこと。発生時は、発生家きん舎は 3 区画に分けられており、うち 2 区画で肉用あひるが飼養されていた。

## 2 通報までの経緯

- ① 農場主によると、発症群（通報時 15 日齢）は 1 月 10 日にひな小屋に導入され、導入後 1 週間の死亡数は 20 羽程度であったが、どの導入群でも同程度であるとのこと。
- ② 当該群は 1 月 17 日にひな小屋から家きん舎に移動した後、活力良好で、死亡家きん数は 1 羽のみであったが、23 日に 2 羽が痙攣や斜頸を呈し、24 日には神経症状は回復したものの、翌 25 日に 75 羽が死亡したことから、家畜保健衛生所に通報したとのこと。
- ③ 家畜保健衛生所によると、殺処分前の各家きん群の臨床症状として、発症群では死亡家きんの著しい増加や衰弱、脚弱等の神経症状を呈した個体が多数確認されたが、その他の群においては臨床的な異状は確認されなかったとのこと。

## 3 管理人及び従業員

- ① 当該農場では、農場主 1 名で全ての家きん舎等での飼養管理を担当しているが、出荷時のみ手伝う従業員が 1 名いるとのこと。

## 4 農場の飼養衛生管理

- ① 当該農場の入口は 2 か所あり、北側の倉庫脇は基本的に農場主のみ、南西側のひな小屋脇は外部業者の出入りにも利用されるとのこと。南西側入口には立入禁止看板が設置されていた。公道と面している衛生管理区域北側及び西側のうち、西側は隣接する用水路が境界の役割となっていたが、それ以外では境界は明瞭ではなかった。
- ② 農場主によると、農場敷地内には週に 1 回石灰粒を散布しており、農場主の車両が農場に出入りする際は、衛生管理区域内の倉庫前にて動力噴霧機により車両消毒を実施していたとのこと。外部業者は飼料運搬会社及びガス会社であり、飼料運搬車両は業者が持ち込んだ蓄圧式噴霧器により衛生管理区域入口で車両消毒を実施しており、ガス会社の消毒状況は不明だが、作業は農場入口付近のみとのこと。
- ③ 衛生管理区域に入る際、近くの自宅から農場内専用の作業着を着用し、農場到着後、衛生管理区域内の倉庫にて、農場内専用の長靴と手袋を着用し作業を行っていたとのこと。外部業者は、ブーツカバー着用及び手指消毒を行っていたが、専用作業着の着用は行っていなかった。
- ④ 家きん舎に入る際、長靴はひな小屋用、家きん舎用（2 棟共通）、出荷用の 3 足用意

していたが、履替えは倉庫で行っており、ひな小屋や家きん舎の入口又は舎内通路で踏込み消毒（複合塩素系、毎日又は汚れたら都度交換）を行っていた。ただし、冬季は凍結のため基本的には発生家きん舎内の通路に設置された消石灰槽のみで消毒を行っていたとのこと。また、家きん舎等に入る際の手指消毒は行っていなかったとのこと。

- ⑤ 家きん舎では区画ごとに同一ロットのあひるが飼養されていた。複数農場から約2週間ごとに導入した初生ひなはひな小屋で7～10日間飼養後、家きん舎に移動させた後、2週間ごとに区画を移動させていた。ひな小屋と家きん舎間の移動時は建物間に柵で通路を作り、消石灰を散布した上を歩かせていたとのこと。
- ⑥ 8週齢程度で出荷しており、8週齢区画から2～3日かけてオールアウトを行い、区画が空になった後は、消石灰を散布し次の群を移動させるまで空舎としていたとのこと。
- ⑦ 導入及び出荷は、自農場トラックで運搬しており、直近の導入は1月20日、出荷は1月5日、6日、20日及び23日とのこと。
- ⑧ 床敷きはおみがらと稲わらであり、おみがらは近隣農家からの購入と自家生産したものを使用していたが、近隣の農家での保管場所には防鳥ネットが設置されているとのこと。また、稲わらは10月に収穫したものを当該農場倉庫に保管し利用していたとのこと。床敷きの湿った箇所へのおみがら散布は、発生家きん舎では2～3日に1回行っていたとのこと。
- ⑨ 床敷き及び糞尿については、基本的に各区画から家きんを移動させた後も堆積したままの状態であり、搬出は1年に1回程度で、発生家きん舎からの搬出は約1年前とのこと。
- ⑩ 家きん舎横の飼料タンク上部には蓋が設置されており、家きん舎内のラインを通して自動で給餌できる構造となっていた。飼料タンクへの搬入は週1回飼料運搬業者が行い、ひな小屋の手給餌用の紙袋は自農場者で受取りに行っていたとのこと。
- ⑪ 飼養家きんへの給与水は井戸水を使用しており、消毒等は実施していないとのこと。
- ⑫ 死亡家きんは飼養管理時などに毎日回収し、おみがらとともに、農場敷地内にて焼却処理していたとのこと。

## 5 野鳥・野生動物対策

- ① 農場主によると、農場周辺にアライグマが生息しており、また、農場周辺でカラスやノラネコ、家きん舎内ではスズメ、セキレイを見かけることがあるとのこと。ネズミはあまり見かけないが、おみがらを保管する倉庫には殺鼠剤を散布しているとのこと。調査時、農場敷地内でセキレイ、農場西側の水田でノラネコが確認された。
- ② 発生家きん舎の側面部は亀甲金網（2.5cm×4cm）が設置されていた。さらに、側面下部1m程の高さまで木板が設置されていたが、金網で覆われていない部分があり、木板の間に3～5cm程度の隙間が確認された。
- ③ 農場主によると、1月9日にアライグマと思われる獣害があり、発症群とは別の2つの群でそれぞれ124羽及び699羽が被害にあったとのこと。獣害のあった家きん舎は今回の発生家きん舎と同じであったが、獣害後、死亡羽数の増加等の臨床症状は確認されなかったとのこと。
- ④ 調査実施時、家きん舎側面部の雨樋の排水箇所が泥でぬかるんでおり、その付近を野生動物が掘り返した痕跡が確認された。農場主によると、そこから野生動物が家きん舎内に侵入した可能性が考えられるとのこと。

（以上）